

防災性能商品
国内見本市等出展事業費助成金

令和2年度 募集案内

令和2年6月
公益財団法人にいがた産業創造機構

目 次

令和2年度募集について

| | | |
|--------------|-------|---|
| ● 制度の目的 | | 2 |
| ● 助成対象者 | | 2 |
| ● 助成対象事業 | | 2 |
| ● 助成金の交付条件など | | 3 |
| ● 助成事業の採択審査 | | 3 |
| ● 申請方法 | | 4 |
| ● 助成事業者の義務 | | 4 |
| ● 手続きの流れ | | 4 |

●助成金の相談受付窓口

| |
|--|
| お問い合わせ・申請書の提出先 |
| 公益財団法人にいがた産業創造機構 企画チーム 〒950-0078 新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 9階 TEL : 025-246-0038 FAX : 025-246-0030 E-mail : kikaku@nico.or.jp |

令和2年度募集について

防災×ライフ研究会の会員のうち、中小企業者に該当する者が自社の防災性能商品・サービスの販路開拓や市場調査のため、国内の見本市等へ出展する際の会場借上費の一部を助成します。

1. 申請の受付期間

令和2年6月1日(月)から(予算の範囲内で随時募集)

2. 対象見本市等

交付決定日から令和3年6月30日までに開催される国内の見本市等

※交付決定日以降、令和3年2月末日までに支払いが完了する経費が対象です。

○ 本事業期間に、同一の内容で国または地方公共団体や公的機関からの補助・助成を受け出展する見本市等については、この助成金の対象としません。

●制度の目的

新潟県内の中小企業者が、防災分野における商品・サービスの開発、販路開拓及び受注拡大を目的として自社の防災性能商品・サービスを国内見本市等へ出展する際の会場借上費の一部を助成するもの。

●助成対象者

新潟県内に事業所（本社又は工場）を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）のうち、NICOが運営する「防災×ライフ研究会」の会員である者。

●助成対象事業

日本国内における見本市等に防災性能商品・サービスを出展するもの。

※交付決定日から令和3年6月30日までに開催される国内見本市等への出展が対象となります。

※出展する商品・サービスに「防災性能を有する商品・サービス」が含まれていることを助成の条件とします。ただし、出展する見本市等のテーマは防災分野に限定しません。したがって、以下のような例は、助成対象となります。

(例)

- ・ 停電時にも使える家電品をインテリアの見本市に出展する
- ・ 被災者救助に転用可能な農機具をガーデニング用品の見本市に出展する
- ・ 味や原材料にこだわった長期保存食品をスーパーマーケットの見本市に出展する

※販売を主体とするもの（即売会、物産展等）や不特定多数のバイヤーとの商談が見込めないもの、製品のPRが主体で商談実績の把握が難しいものは対象外です。

●助成金の交付条件など

1. 助成対象経費

| 区 分 | 内 容 |
|-------|----------------------------------|
| 会場借上費 | 出展小間料、ブース借上料、見本市・Web 展示会等参加負担金 等 |

※その他、消費税や金融機関などへの振込手数料等は助成対象外です。

また、支出内容によっては助成対象経費とならない場合があります。

※交付決定日以降、令和3年2月28日までに支払う経費が対象です。

(手形支払いについては決済日が令和3年2月28日までのものが対象)

※交付決定日以前に経費を支払ったものは、助成対象外です。

2. 助成率

助成対象経費の1/2以内

3. 助成上限額

20万円以内

●助成事業の採択審査

1. 採択審査方法(基準)

申請要件を満たす案件について以下の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。

◆適合性

出展の目的が明確で、ターゲットとする市場の獲得に適合した見本市等であり出展の効果が見込まれるか

◆商品力

出展商品が技術的な特徴等を有し、他の類似品等との差別化が認められるか

◆戦略性

販路拡大等に向け、戦略的に取り組んでいるか、又は、戦略的に取り組むために本事業を活用しようとしているか

2. 採択審査結果(通知)

審査結果については書面にて通知いたします。審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

3. その他

本事業期間に、同一の内容で国または地方公共団体や公的機関からの補助・助成を受け出展する見本市等については、この助成金の対象になりません。

また、採択された場合であっても、予算の都合等により申請金額から減額される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止または出展を取り止めた場合には、ご相談ください。

●申請方法

1. 申請書類の作成

- 交付申請書（実施要領書式：第1号様式）
- 事業計画書（実施要領書式：第1号様式の別紙1）
- 添付書類
 - (1) 出展する見本市等の概要がわかる資料（出展要項等）
 - (2) 助成対象経費の積算根拠となる資料（出展に係る見積書等）
 - (3) 出展商品の概要が分かる資料（販促チラシ、カタログ、企画書等）
 - (4) 直近決算期の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書）

※提出いただいた書類は、本事業審査以外には使用しません。
また、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

2. 提出先

〒950-0078 新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 9階
公益財団法人にいがた産業創造機構 企画チーム
(※郵送または持参してください。ファックスでの申請はお受けできません。)

3. 受付

令和2年6月1日（月）から（予算の範囲内で随時募集）

●助成事業者の義務

助成金を受けた場合は、以下の事項を遵守していただきます。

- 1 助成事業の内容の変更、中止又は廃止をする場合には、事前に承認を得ること。
- 2 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
- 3 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、事業が完了した年度の終了後5年間保存すること。
- 4 事業実績（商談状況を除く）及び助成金交付額について、当機構のホームページ上で公表することに同意すること。
- 5 事業終了後、助成事業成果の報告及び助成事業に関する調査に協力すること。
- 6 事業成果の報告において、当機構が定める項目について防災×ライフ研究会で共有することに同意すること。

●手続きの流れ

